



上岩出小学校
2023年8月25日
ほけんしつ発行

学校保健安全法で定められている感染症にかかった場合、医師の許可が下りるまで登校できないことになっています。この期間は出席停止となり、欠席にはなりません。診断を受けた場合は、速やかに学校まで連絡ください。

学校感染症の出席停止期間の基準や証明書などについて再度確認をお願いします。

●学校感染症と出席停止の基準（学校保健安全法）

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERSコロナウイルス) 特定鳥インフルエンザ 新型インフルエンザ等感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症(様式3)	発症した後5日を経過し、かつ、軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ(様式2)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認められるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認められるまで
	その他の感染症 症状が重症であるなど条件や症状により出席停止扱いとなることがあります。 (例)ノロウイルスを原因とする感染性胃腸炎	病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認められるまで

《様式1》

様式1

令和 年 月 日

保護者様

岩出市立上岩出小学校
校長 向竹 照子

学校感染症出席停止について

感染症にかかった時は、流行をふせぐために、また治療に専念し健康を守るため、登校を避けていただくことになっております。登校される時は、医師の診察を受け、下記の用紙に医師の証明をもらって学校へ提出して下さい。診察を受けるご負担、証明書代のご負担等をおかけすることになり、誠に恐いようですが、なにとぞ協力下さいませようお願いいたします。
お子様がお休みされている間は、出席停止となり欠席扱いになりません。

《参考》出席停止の期間の基準
(第二種感染症)

1. インフルエンザ 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
(様式2を使用して下さい。)
2. 百日咳 特有の咳がなくなるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3. 麻疹 解熱した後3日を経過するまで
4. 流行性耳下腺炎 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
5. 風疹 (三日はしか) 発疹がなくなるまで
6. 水痘 (おぼろげ) すべての発疹が痂皮化するまで
7. 咽頭結膜熱 主要症状がなくなった後2日を経過するまで
8. 結核 医師が感染の恐れがないと認めるまで
9. 髄膜炎菌性髄膜炎 医師が感染の恐れがないと認めるまで

※第二種感染症については基準が定められていますが、病状によっては、医師が感染の恐れがないと認めれば登校してもよいことになっております。

(第三種感染症)

1. 腸管出血性大腸菌感染症
2. 流行性角結膜炎
3. 急性出血性結膜炎
4. その他の感染症

医師が感染の恐れがないと認めるまで

ま り と り

証 明 書

学 校 長 様

年 組 氏 名

上記の者()の感染の恐れがないと認めますので()月()日から登校することを許可します。

令和 年 月 日

医師氏名

様式1

「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症」以外の感染症にかかった場合に提出します。

登校前に、医師の診察を受け、この用紙に医師の証明をもらって学校へ提出する

※診察を受けるご負担、証明書代のご負担等をおかけすることになりますが、ご協力下さいませようお願いいたします。

《様式2》

様式2

令和 年 月 日

保護者様

岩出市立上岩出小学校

学校感染症出席停止について(インフルエンザ)

学校感染症にかかった時は、流行をふせぐために、また治療に専念し健康を守るため、出席停止となります。出席停止の間は欠席扱いになりません。
学校感染症のうち、インフルエンザについては発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまでと定められています。
インフルエンザ治療後、下記報告書に保護者の方がご記入の上、お子様の登校時に学校へ提出して下さい。医師による証明は必要ありません。

ま り と り

インフルエンザ治療報告書

学 校 長 様

年 組 名 前 ()	
診 断 名	インフルエンザ()型
医療機関名	
発症日(発熱した日)	月 日
解熱した日	月 日
出席停止期間	月 日 ~ 月 日

令和 年 月 日

保護者名

様式2

「インフルエンザ」にかかった場合に提出します。

報告書には、保護者が記入
(医師による診察や記入はなし)

※出席停止期間の基準につきましてはプリントの裏を参考にして下さい。

《様式3》

令和 年 月 日

保護者様
岩出市立上岩出小学校

学校感染症出席停止について(新型コロナウイルス感染症)

学校感染症にかかった時は、流行をふせぐため、また治療に専念し健康を守るため、出席停止となります。出席停止の間は欠席扱いになりません。
学校感染症のうち、新型コロナウイルス感染症については発症した後5日を経過し、かつ、軽快した後1日を経過するまでと定められています。
出席停止期間終了後、下記の報告書に保護者の方がご記入の上、お子様の登校時に学校へ提出して下さい。医師による証明書は必要ありません。

新型コロナウイルス感染症報告書

学校長様
年 組()

※どちらかに○印をつけ、必要事項の記入をお願いします。

月 日、(医療機関名)で、 新型コロナウイルスと診断された。
月 日、個人で抗原検査を行ったところ陽性反応が出た。

発症日	月 日
軽快した日	月 日
出席停止期間	月 日 ~ 月 日

令和 年 月 日

保護者名

様式3

「新型コロナウイルス感染症」にかかった場合に提出します。

 **報告書には、保護者が記入**
(医師による診察や記入はなし)

※出席停止期間の基準につきましてはプリント右側を参考にして下さい。

●新型コロナウイルス感染症 (出席停止基準)

発症した後5日を経過し、かつ、軽快した後、1日を経過するまで

	発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後3日目に症状軽快							登校 OK	→	
発症後4日目に症状軽快							登校 OK	→	
発症後5日目に症状軽快								登校 OK	→
発症後6日目に症状軽快									登校 OK →
無症状	検体採取日						登校 OK	→	

発症の翌日から5日を経過するまでは
症状が改善しても登校できません

●インフルエンザ (出席停止基準)

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

	発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合							登校 OK	→	
発症後2日目に解熱した場合							登校 OK	→	
発症後3日目に解熱した場合							登校 OK	→	
発症後4日目に解熱した場合								登校 OK	→
発症後5日目に解熱した場合									登校 OK →